

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 修正案の誤りについて

議会に提出された長提出の条例の一部が修正案に対し、議員から修正案の提出が行われた。

会議規則に基づき、当該条例案が付託され、審査を行った委員会の委員長報告後に議題とし、当該修正案に対する質疑が行われている最中に、修正案の一部に誤りがあることが判明した。

これを受けて、本会議を休憩し協議したところ、修正案を撤回し再提出するという意見もあったが、撤回の手續の煩雑さを考慮し、修正案に対する修正案を提出すべきという意見や訂正すべきという意見が大勢を占めた。
修正案に対する修正案の提出や訂正という運営は可能なのか。

A1 修正案の提出は、法令上、「修正の動議」の提出となります。したがって、一般的には

連載40

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部副部長
本橋 謙治

修正案といわれていますが、厳密にいうならば「修正の動議」といいます。

まず、「動議」の特徴についてですが、一般的に動議とは、

- ① 会議の途中で
- ② 原則として口頭で提出され
- ③ 案を必要とせず
- ④ 一定の賛成者を要し
- ⑤ 修正をすることができないものとされています。

以上の「動議」の特徴を考慮して、「修正の動議」について検証してみると、修正の動議は会議規則により文書で提出することが必要です。また、動議は修正ができないとされていることから、修正の動議に対する修正の動議の提出や訂正はできないと解されます。したがって、修正の動議の誤りは一度これを

撤回し、誤りの部分を改めて再提出する運営を行うべきと考えます。

なお、議題となった動議の撤回の手續は議会の承認を要することから、「修正の動議の撤回について」を日程とし、撤回を承認後、改めて修正の動議を提出、上程することになります。

参考 地方自治法

第115条の3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。

参考 標準市議会会議規則

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものにつ

いは所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

Q2 委員会で修正議決となった事件に対する質疑について

議会に提出された長提出の条例の一部改正案を所管の常任委員会に付託して審査を行った。

委員会での審査の結果、所属委員から修正案が提出され、これを賛成多数で可決した。この結果を受けて、委員長が本会議において修正議決した旨と修正案の内容について報告することになっているが、委員長報告に対する質疑の発言通告書において、修正案に関する詳細な質疑とともに、答弁をする者として修正案を提出した委員の名前が記載されていた。

このような質疑の通告に対し、どの

ような運営を行うことが適当か。

A2 委員会に付託された事件を委員会で審査し、その過程で委員から修正案が提出され、これが賛成多数で可決した場合（修正された部分を除く原案も賛成多数で可決）、委員長は、本会議での委員長報告において、付託された事件が修正議決となった旨を報告します。委員長の報告後に、これに対する質疑が行われますが、質疑を行う議員は修正案の内容について質疑を行い、その答弁者として委員会での修正案提出者（委員）を希望することが考えられます。

委員長報告に対する質疑に関する会議規則の規定（標準市議会会議規則第41条）ですが、当該規定の後段に「修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対して、また同様とする」とされています。しかし、当該規定にいう「修正案」とは、付託された委員会で提出され、可決した修正案を指しているのではなく、本会議において提出された修正案を指します。

以上のことから、会議規則上、Q2における質疑の答弁者として、委員会で修正案を提出した議員（委員）は予定されていません。委員長報告（Q2の場合は修正議決となった旨の報告）に対する質疑については、委員会を代

表する委員長が委員長の責任により答弁すべきことであり、委員会で修正案を提出した議員（委員）が答弁することは適当ではないと考えますので、答弁は委員長が行うことになりません。

委員長は、委員会の代表として報告だけではなく、これに対する質疑及び答弁については、あらかじめ対応を委員会の委員や事務局の職員と協議した上で委員長報告に臨むことが必要です。

なお、委員長報告に対する質疑のうち、その内容が執行機関が答弁することが適当であるもの（例・委員会修正案が執行に与える影響など）については、限定的に執行機関が答弁することができると解します。

参考 標準市議会会議規則

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができ、修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

Q3 予算案に対する修正の動議の書式について

今定例会に提出された補正予算案に対して、一部の議員が修正の動議を提出した。

修正の動議の提出要件（議員定数の12分の1以上の者の発議）は満たしているが、修正の動議の書式が原案に直接修正内容を書き込んだものとなっている。

このような見え消し方式による修正案の提出に対し一部の議員から、当該修正案は不相当であり、受理すべきではないという意見が出されている。

当該修正案の取扱いをどのようにす

べきか。

A3 議会に提出された補正予算案に対する修正案については、地方自治法や会議規則では提出の要件が定められており、これらが定める人数の議員が文書で提出することになっていますが、具体的にどのような書式で提出するべきかについての具体的な定めはありません。

一般的には、各議会の慣例、申合せや議長が定める規程に基づいて修正案の書式が決まっています。特に修正案の書式に関する取り決めがないならば、Q3の修正案を直ちに不受理とすることは困難と考えます。

以上のことから、議長や議会事務局は、当該修正案を受理し議会の審議に付すための準備等を行うとともに、議会運営委員会などで修正案の書式に関する取り決めなどについて協議することが適当です。

なお、修正案の書式ですが、Q3のような見え消し方式のほかに、改め文方式による修正案の書式などを挙げるができます。

Q4 一般質問を中止したときの答弁について

先の定例会における一般質問におい

て、ある議員が長の答弁を求める旨を述べながら質問を行ったが、答弁は担当部長が行った。

このことを不満とした当該議員は、再質問の際に「市長が答弁しないならば、これ以上質問しないし、答弁も不要」と述べたが、執行機関は答弁者を再び担当部長としたため、議長が答弁をする必要のない旨を述べて当該議員の質問を終了する宣告を行った。ところが、会議終了後、執行機関や一部の議員から、この議長の議事運営について「不適當な運営ではないか」という意見が出された。

このような議長の運営に問題はなかったのか。

A4 議長は、本会議を効率的かつ円滑に運営するために、地方自治法に基づく議事整理権や秩序保持権を有しています。

Q4については、議長が議事整理権を發動したと解することができますが、一般質問や質疑などは、これらに対する答弁とセットで成り立つものと考えます。仮に、質問者（議員）にとって満足のいかない対応（答弁内容に不満、答弁者が希望する者でないことへの不満など）であっても、質問者は自分が行った質

問や質疑に対する答弁を聞いた後に、今後の対応を決めるべきと考えます。Q4のように答弁も聞かずに質問を終了することを質問者自らが述べることは、発言権（質問権）の放棄であり、執行機関から当該地方公共団体の行財政運営に関する見解等を確認することができ、重要な機会を失うこととなり、このことは議会だけではなく、住民にとっても大きな損失となります。

以上のことから、議長は質問者が答弁不要の旨を述べたとしても、執行機関からの答弁を促す議事運営をするべきと解します。執行機関の答弁次第では、一般質問の終了を主張していた質問者が、その主張を変えて一般質問を継続する意向を持つ可能性があるからです。

なお、質問者は、答弁する者を希望することとはできませんが、答弁者サイドはこれに応じる法的な義務はありません。あくまで、答弁者サイドで質問や質疑の内容を確認し、それに対する答弁を行うに適切な者を判断し答弁することになりますので、必ずしも質問者が希望する者が答弁することにはならないことを理解した上で質問し、安易に質問を途中で打ち切ることをしないことが重要です。

参考 地方自治法

第104条 普通地方公共団体の議会の議

長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第129条 普通地方公共団体の議会の会

議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

参考 標準市議会会議規則

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないと

き、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

Q5 委員長報告における委員会提出議案の説明について

長が提出した新規条例案を委員会に付託して審査した結果、原案可決となったが、執行に関する要望として附帯決議が付されるとともに、これと同じ内容の附帯決議案を委員会提出議案として議長に提出した。

当該条例案に関する委員長報告を行う際に可決された附帯決議についても併せて報告することになるが、その際、議事の効率性などを考慮し、後刻、議題となる委員会提出議案としての附帯決議案の説明も併せて行うことを委員長が希望している。

この委員長の申入れに対して、どのように対応することが適当か。

A5 結論から言いますと、上記運営は不適当です。

委員長報告を行う際、議長は、審議に付す事件名を宣告します（標準市議会会議規則第

34条)。この宣告の後に、委員長が委員長報告を行います。つまり、委員長が発言（報告）する内容は、議長が宣告した新規条例案についてとなります。その後、議題となる委員会提出議案としての附帯決議案についての説明を委員長報告と併せて行うことは、厳密にいうと議題外の発言となり、議長の議事整理権、秩序保持権行使の対象となります。

確かに、新規条例案の審査に伴い、附帯決議案の必要性が生じたことを考慮すれば、関連性や議事運営の効率性から新規条例案に関する委員長報告において、委員会提出の附帯決議案の説明を行うことは、検討に値すると思えます。しかし、議事運営上、議題外の発言を禁じていること、仮にQ5のような運営を行った場合、新規条例案に関する審議にもかかわらず、附帯決議案に関する質疑が集中し、議題となつている新規条例案に審議に影響を及ぼすことになり、かえって議事の効率的な運営が困難となる恐れがあります。

以上のことから、新規条例案に関する審査の経過と結果で構成される委員長報告に審査の重点を置き、委員会提出の附帯決議案については、当該新規条例案の審議終了後に議題とし、委員長が説明等を行う議事運営に努めるべきと解します。

なお、委員会でも可決した附帯決議ですが、

当該決議は、あくまで新規条例案の審査の過程において提出され可決に至つたものであり、新規条例案の本会議での可否の判断材料という位置付けであることから、委員長報告の対象となる審査の経過と結果に該当すると解されます。

参考 標準市議会会議規則

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意

見を述べることができない。

Q6 会議録署名議員の押印について

当市議会の3月定例会の閉会後に会議録を作成し、地方自治法及び当市の会議規則に基づく会議録を作成した。その際、会議録署名議員から署名を頂いたが、一人の議員が自己の署名に加えて押印をして会議録を提出した。署名に加えて、押印がされた会議録は問題ないのか。

A6 議長は、議会事務局職員に会議録を作成させ、議長及び会議において議長が指名した会議録署名議員の署名を得てこれを完成させます。

地方自治法では、2名以上の会議録署名議員を求めているため、各議会の会議規則において、会議録署名議員の人数を定めているのが実情です。このため、法が求める最低限の2名とする議会や3名以上の人数を定めている議会があります。

今回は、会議録署名議員が署名に加え、押印を行った会議録の効力についてですが、地方自治法や会議規則には、署名に加えて他の

ものを掲載してはならない旨の規定はありません。つまり、公職選挙法のような他事記載を禁じる規定がありません。本来ならば、署名だけで会議録の要件を満たしていますが、これに加えて押印がされたというだけです。以上のことから、押印が追加で記載されていることをもって会議録の効力に影響があるということにはならないと解します。なお、参考までに会議録署名議員の署名が欠けている会議録の効力について、行政実例（昭和22年7月29日）は効力に影響なしという見解です。

参考 地方自治法

第123条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第234条第5項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければな

らない。

3・4 省略

参考 標準市議会会議規則

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、○人とし、議長が会議において指名する。

参考 標準行政実例（昭和22年7月29日）

議事録は会議のつど速やかに調製すべきものであり、署名を欠いても効力がないということとはできないものである。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
地方財務実務提要（ぎょうせい）
標準地方議会委員会条例・会議規則解説（第一法規）

